

行方市告示第79号

行方市認定農業者育成確保資金等利子助成金交付要綱(平成28年行方市告示第51号の2)の一部を次のように改正する。

令和7年4月17日

行方市長 鈴木 周 也

第2条第1項中「認定農業者に融通する農業近代化資金のうち認定農業者育成確保資金及び認定農業者育成推進資金」を「別表に掲げるとおり」に改め、同条第3項中「が平成16年4月1日以降に貸付契約の締結がなされた農業近代化資金に係るものであって、当該資金の」を「のうち、」に、「であるときは」を「については」に改め、同条第4項から第6項までを削り、同条第7項中「平成23年度以降に」を削り、「財団法人」を「公益財団法人」に、「特例利率」を「実質負担利率」に、「当該特例利率」を「当該利率」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第2項の次に次の別表を加える。

別表

	認定農業者育成確保資金
利子助成対象資金	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の農業経営改善計画又は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の果樹園経営計画のいずれかの認定を受けた農業者が当該計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な設備資金として融通される農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項の農業近代化資金。 融資率は、100分の100以内とする。
補助対象経費	利子助成率に相当する金額 利子助成率：次の金利が1.0%を超える場合、当該超える分 ・「農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件」(平成14年6月21日農林水産省告示第1182号)で定める農林水産大臣が定める利率と 「農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱」(平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)で定め

	る農業近代化資金の「実質負担利率の軽減幅」との差
利子補給限度額	個人1,800万円，法人3,600万円

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は，公表の日から施行し，令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の行方市認定農業者育成確保資金等利子助成金交付要綱に基づき実施された事業については，なお従前の例による。